

各 位

平成17年5月18日

会社名 株式会社 東京放送
代表者名 代表取締役社長 井上 弘
コード番号 9401 東証第一部
問合せ先 経営企画部長 田中 健一郎
電話番号 03 - 3746 - 1111

**第三者割当による新株予約権の発行および
当社株式にかかる買収提案への対応方針に関するお知らせ**

当社は、平成17年5月18日開催の当社取締役会において、第三者割当による新株予約権の発行を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

併せて、同取締役会において、当社は、当社株式にかかる買収提案への適切な対応の機会を確保し当社企業価値の維持および向上を実現するための対応方針を決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 第三者割当による新株予約権の発行について

1. 新株予約権の発行概要

新株予約権の名称 : 株式会社東京放送 第1回新株予約権
新株予約権の総数 : 2,000個
新株予約権の目的たる株式の種類および総数 : 普通株式 20,000,000株(当初)
新株予約権の発行価額 : 新株予約権1個あたり300,000円(新株予約権の目的たる株式1株あたり30円)
新株予約権発行総額 : 6億円

新株予約権の行使に際して払込をなすべき額	: 1株あたり、4,000円(当初) ただし、当社の発行する株券等について公開買付けが開始された場合(ただし当社が当該公開買付けに対して賛同する旨の意見表明をする場合を除く)または公開買付けによることなく特定の者またはそのグループの当社に対する株券等保有割合が20%を超えたことにつき公表されたもしくは当社が知った場合には、新株予約権の要項に従い、かかる事由の発生日に先立つ6ヶ月間の各取引日における当社普通株式の終値の平均値に0.9を乗じた額に修正される。また、平成19年6月1日以後毎週金曜日の翌取引日に、時価(直近5連続取引日の終値平均)に修正される。
権利行使期間	: 平成17年6月6日から平成19年6月30日まで(ただし、平成19年5月31日までは、行使価額の修正がなされる場合に限り、当該修正後の行使価額の適用日以後45日間に限って行使することができる)。
新株予約権の消却事由および消却の条件	: 当社取締役会が必要と認めた場合には、行使価額の修正がなされる日の前日までに取締役会決議を行い、当該取締役会決議で定める消却日に先立つ1ヶ月以上前に公告し、新株予約権1個あたり金300,000円にて残存する新株予約権の全部または一部を消却することができる。
募集の方法	: 第三者割当の方法により、発行する新株予約権の全部を日興プリンシパル・インベストメンツ株式会社に割り当てる。
申込期間	: 平成17年6月3日(金)
払込期日	: 平成17年6月3日(金)

なお、新株予約権発行要領の詳細は、別紙 に記載のとおりです。

2. 第三者割当による新株予約権発行の目的

今般、当社は、従来から業務上の協力関係にある株式会社日興コーディアルグループ（以下同社とその子会社および関連会社を総称して「日興グループ」という）の100%子会社である日興プリンシパル・インベストメンツ株式会社（以下「NPI」という）との間で包括的な財務アドバイザー契約を締結することといたしました。当社は、かかる財務アドバイザー契約に基づき当社の企業価値向上、企業統治（コーポレート・ガバナンス）および資本構造等に関する助言を受けるとともに、NPIとの間で、「プロジェクト提携委員会(仮称)」を設置し、当グループ内外で進行する放送事業やコンテンツ開発・流通等に関連したプロジェクト（以下「本件プロジェクト」という）に共同して取組む検討を始めました。具体的には、本件プロジェクトの趣旨に照らし最適な事業戦略の構築方針として、当社および当グループが有する豊富なコンテンツや人的ネットワーク等を活用した合弁会社の設立や共同出資によるプロジェクトの推進、当社の子会社をプラットフォームとした事業の拡大等の検討を行っていく予定です。

NPIに対する上記1.記載の新株予約権（以下「本件新株予約権」という）の割当は、NPIに将来的な当社への資本参加の機会を与えることにより、本件プロジェクトの成功による当社の企業価値の向上にインセンティブを持たせること、将来的に新株予約権の行使を通じて当社と日興グループとの間に資本的な提携関係を形成することにより両者の提携関係をより強固なものに発展させること、さらにはかかる提携関係を通じた当社の資金調達手段の柔軟性を確保すること等を目的とします。

また、上記の提携を成功に導くためには、当社の経営の安定性が確保され、当社の企業価値の持続的かつ安定的な維持・向上がなされることが必要であること等に鑑み、その目的達成が途中で阻害されることのないよう、下記 . に記載するとおり、本件新株予約権に当社の企業価値の毀損または減殺をもたらす濫用的な企業買収行為への対応策としての機能を加えることといたしました。

本件新株予約権の行使によるNPIの当社に対する資本参加の方法としては、中長期的な提携関係の構築を目的とすることに鑑み、濫用的な企業買収行為への防衛策として機能する場合以外は、本件新株予約権の発行日後約2年を経過した平成19年6月1日から1ヶ月間、当該時点における当社株式の時価を権利行使価額として新株予約権を行使できるというスキームをとっています。なお、実際に新株予約権が行使される場合の権利行使価額は、当該時点における時価を基準とした価額に修正されるため、現時点において権利行使によるNPIの持株比率を算出することはできませんが、平成17年5月17日までの当社株式の株価の推移および当社の平成17年3月31日現在の発行済株式総数（179,996,968株）を前提として仮に算出した場合、全ての本件新株予約権について権利行使がなされた場合にNPIが取得する株式数の発行済株式総数に対する割合は、上記の権利行使期間の終了直前期における

権利行使の場合には 18.6% となります。なお、本件新株予約権が防衛策として機能する場合で、NPI が全ての本件新株予約権を権利行使した後の同社の持株比率(上記の仮定を前提とします)は、21.2% となります。

本件新株予約権が行使されると、当社は最大で 800 億円規模の資金調達が可能となります。一方で、当社は、当社の資本政策および資金需要の変化に応じ、本件新株予約権の全部または一部を消却することができます。

当社においては、平成 18 年の 1 セグ放送開始以降のモバイル放送時代に対応するとともに、平成 23 年からの完全地上デジタル放送時代に向けて、種々の新規事業投資および設備投資を計画しておりますが、これらの内容・規模はいずれも今後の社会および放送事業業界の情勢や技術革新の進行に応じて大幅な拡大・変化を余儀なくされる可能性があり、当社が放送事業者として適切に業務を遂行するためには、資金調達の手段および規模についての柔軟性・多様性を確保する必要があります。

このように、本件新株予約権は、かかる資金需要の特殊性に対応し、中長期的な観点での当社の資金計画・設備投資計画の柔軟性を確保する手段としての意味も有しています。

3. その他(ご参考)

(1) 資金使途

調達資金の使途

本件新株予約権の行使による払込金額を含めた手取概算額 80,570,000,000 円(当初の行使価額により計算)のうち、本件新株予約権の発行による手取金概算 570,000,000 円については、TBS ブランド価値向上のための番組制作費等に充当することを予定しています。なお、新株予約権の行使は新株予約権者の判断によるため、現時点において本件新株予約権の行使による払込の金額および時期は確定しておりません。払込があった場合の調達資金は、新規事業への投資、設備投資および借入金返済等に充当する予定ですが、具体的な使途については、行使による払込のなされた時点における状況に応じて決定します。

前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

業績に与える見通し

今期(平成 18 年 3 月期)の業績予想に影響はありません。なお、平成 18 年 3 月期の業績予想については、本日公表の決算短信(連結)および個別財務諸表の概要をご参照下さい。

(2) 株主への利益配分等

利益配分に関する基本方針

当社は、放送事業者として長期にわたり安定した経営基盤の確保に努めるとともに、安定的な配当の継続を重視してまいりましたが、テレビ50周年を契機に、株主の皆様に対する利益還元の方針をより明確にするために、株主配当に関する基本方針を、より業績に連動するように変更いたしました。

平成18年3月期以降の配当金は、配当性向を基準とし、当社単体当期純利益の20%をめやすに株主の皆様へ還元してまいります。なお、安定性も維持するため、1株あたりの年間配当金は10円を下限といたします。

過去3決算期間の配当状況等

	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期
1株あたり当期純利益	79.15円	51.48円	22.31円
1株あたり年間配当金 (1株あたり中間配当金)	10.00円 (5.00円)	10.00円 (5.00円)	10.00円 (5.00円)
実績配当性向	12.6%	19.4%	44.8%
株主資本利益率	5.2%	3.1%	1.4%

(3) その他

過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成15年1月	2,782百万円	44,162百万円	44,212百万円
平成15年3月	0百万円	44,163百万円	44,212百万円

(注) 1 平成15年1月に行われた増資は、グループ会社再編のために行った株式交換によるものであります。

2 平成15年3月に行われた増資は、転換社債の転換によるものであります。

なお、上記のほか、インセンティブ・プランとして、当社および当グループ関係会社の役員・従業員に対し割り当てることを目的として、以下の「ストックオプション新株予約権」を発行しております。

	新株予約権の行使により株式を発行または移転する場合の発行価額の総額	発行日	行使価格
第1回新株予約権	917百万円	平成14年8月27日	2,682円
第2回新株予約権	495百万円	平成15年8月27日	1,696円
第3回新株予約権	627百万円	平成16年8月30日	1,962円

過去3決算期間および直前の株価等の推移

(円)

	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
始値	2,565	1,399	2,095	2,075
高値	3,090	2,130	2,450	2,130
安値	1,332	1,246	1,552	1,885
終値	1,419	2,090	2,090	1,890
株価収益率	27.6	93.7	41.0	-

- (注) 1 株価は東京証券取引所第一部におけるものです。
 2 平成18年3月期の株価については、平成17年5月17日現在で表示しています。

(4) 割当予定先の概要

割当予定先の名称	日興プリンシパル・インベストメンツ株式会社	
割当新株予約権の数	2,000 個	
払込金額	600,000,000 円	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
	代表者の氏名	代表取締役社長 城戸 一幸
	資本の額	2,500,000,000 円
	主な事業内容	上場企業・未公開企業や証券化関連商品等を対象とした中長期的な投資事業および各種アドバイザー業務
	大株主および持株比率	株式会社日興コーディアルグループ 100%
当社との関係	出資関係	割当予定先が保有している当社の株式の数：なし 当社が保有している割当予定先の株式の数：なし
	取引関係等	なし
	人的関係等	なし

(注) 資本の額および出資関係は、平成17年5月18日現在のものです。

．当社株式にかかる買収提案への対応方針

1．目的

当社は、上場公開の株式会社として市場経済の発展に寄与すべき継続企業としての責務を負うのみならず、有限希少の電波を預かる放送事業者として高い公共的使命を与えられている企業であります。その企業としての性格は、放送法の定めるところに従い当社が制定した「TBS放送基準」の前文に「TBSは、放送の社会的責任と公共的使命を認識し、メディアの特性を十分に活用して、文化の普及と向上に努め、平和で民主的な世界、より良い社会環境、地球環境の実現と、公共の福祉に貢献することを使命とする。TBSは、電波が国民のものであるという原則にもとづき、基本的人権と世論を尊び、公正な立場を守り、自律を確保することによって、表現の自由を貫き、広告、宣伝の社会的効用を高め、国民の期待と信頼にこたえる」と掲げているとおりであり、とりわけ災害・緊急時等には、わが国の基幹メディアとして、一瞬の遅滞も許されることなく社会のライフラインの機能を果たすべき重大な役割を与えられております。

また、地上デジタル放送の本格化や多メディア時代を迎えて、放送事業は、一層の番組製作・企画開発力とその質の向上を問われております。これらを実現する上で、従業員や関係職員等当グループが有する人材が重要な経営資源として位置づけられるのは勿論のこと、業務委託先や取引先その他当社の番組やコンテンツを支える人々との長期の信頼関係が、当社の事業活動の重要な基礎をなしているといえます。

当社といたしましては、これら定量的には計測できない企業の性格の全てが、当社の企業価値を構成しているものと考え、当社が徒にいわゆるマネー・ゲームや投機の対象としてその脅威に晒されることは、健全な株主・投資家の皆様の利益を阻害するのみならず、国民全体に多大の損害を及ぼすことにつながりかねない危険性をはらむと認識しております。したがって、濫用的な企業買収行為から基幹メディア・報道機関としての当社の企業価値を保全することは喫緊の要諦であるとの考えから、今般、以下に記載の濫用的な企業買収行為を含む当社株式にかかる買収提案への対応方針を決定し、併せて適切な対応策を講ずることといたしました。

なお、当社は、企業価値の維持・向上に逆行する買収行為に備えた抜本的対策については、今後一層の研究が必要であると認識しており、下記記載の対応方針および対応策については、新「会社法」の整備・施行、東京証券取引所の諸規則等の改正、およびこの方面での社会的なコンセンサスやルールの動向もふまえ、更なる検討を行っていく所存です。

2. 事前の資料提出および検討期間の確保

当社の企業価値に重大な影響を及ぼす企業買収行為がなされる場合、当社に課せられた放送事業者としての公共的使命にも配慮するならば、当社は、かかる買収の是非につき最終判断を行う株主のため、その判断を適切に行っていただくために必要となる資料等を収集および提供し、また自ら買収提案者または買収行為者(以下「買収提案者」と総称する)の有する買収後の当社の経営方針等が当社の企業価値向上に資するものかを吟味する責務を負うと考えております。当社がかかる責務を適切に果たすため、買収提案者に対しては、企業買収行為を開始する前に当社取締役会に対して十分な資料等を提供し、当社取締役会に十分な検討期間を付与することを求めることといたしました(以下「事前対応」という)。

すなわち、まず、当社取締役会は、必要に応じ、買収提案者に対し、以下の各項目に関する資料等の提出を求めます。また、当社取締役会が買収提案者の提示する当社の経営方針や事業計画等の検討または代替案の提案を行うのに必要な時間を付与するよう求めることといたします。さらに、買収提案者から受領した資料等は、必要かつ適切と認められる範囲で株主に対しその全部または一部を開示し、また当社による代替案が存する場合はこれを提示の上、買収提案に対する判断過程への株主の主体的な関与を促し、またその最終判断が適切に行われるよう配慮いたします。

- ・ 買収提案者の概要。
- ・ 買収提案者による当社株式取得の目的および想定する株式取得の方法。
- ・ 対価の算定根拠および買付資金の裏付け。
- ・ 買収提案者に対する資金の供与者の名称その他の概要。
- ・ 買収完了後の経営方針および事業計画(特に当社の企業価値を持続的かつ安定的に維持・向上させる方策等)。
- ・ 放送局としての公共性についての考え方(放送法第1条、第3条、第3条の2等に定める事項に関する考え方を含むが、これらに限られない)。
- ・ 従業員の処遇。

3. 当社の想定する対応策

当社からの事前対応の要請・手続を無視し突如として当社株式の買収行為を行う場合、または事前対応の結果等により濫用的買収者であると判断される者が当社株式の買収行為を開始した場合等には、当社は、当社の企業価値の毀損・減殺防止のため必要かつ相当と認められる範囲において、下記各対応策等を実施することがあります。なお、当社取締役会の判断は、下記4.に記載するとおり、ガイドラインに規定され

る準則に従い、かつ当社が別途設置する企業価値評価特別委員会による勧告を経て行われます。

(1) 新株予約権プラン

当社の事前対応を経ることなく突如として下記「検討開始事由」に該当する行為を行う場合、または事前対応の結果等により濫用的買収者であると判断される者が当該行為を行う場合等、当社の企業価値の毀損・減殺防止の必要性がある場合には、当社取締役会は、当社の企業価値の毀損・減殺防止のため必要かつ相当と認められる範囲において、下記新株予約権プランの発動を決定することができます。

- ・ 当社が発行者である株券等(証券取引法第27条の2第1項に定義される)について公開買付けにかかる公開買付開始公告がなされた場合。
- ・ 公開買付けの手続によることなく、特定の者(本件新株予約権を保有する者を除く)またはそのグループ(当社の株券等(同法第27条の2第1項に定義される。以下同じ)の保有者(同法第27条の2第1項に規定する者をいい、同条第3項により保有者とみなされる者を含む)およびその共同保有者(同条第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項により共同保有者とみなされる者を含む)をいう)による当社の株券等にかかる株券等保有割合(同条第4項に規定する株券等保有割合をいう)が20%を超えたことにつき、公表された場合または当社が知った場合。

上述のとおり、本件新株予約権の発行には、インセンティブ付与・資本参加の可能性も含んだ提携関係の発展との目的が存します。かかる目的を達成するためには、当社の経営の安定性が確保され、当社の企業価値の持続的かつ安定的な維持・向上がなされることが必要であること等に鑑み、濫用的企業買収等によりその目的達成が途中で阻害される事態が生じた場合における当該行為への対応策としての機能を組み込んでおります。したがって、新株予約権プランの発動の決定に際しては、かかる本件新株予約権割当に基づく提携関係の継続的発展の有する価値も考慮することとなります。なお、検討開始事由が生じた場合、当社取締役会が公開買付けに賛同する旨の意見表明を行う場合を除き、本件新株予約権の行使価額は、当社取締役会の最終決定(消却の是非を含む)を経て、その時の時価を基準とした価額の90%に修正され、権利行使が行われ得ることとなります。

(2) 株式分割プラン

当社の事前対応を経ることなく突如として下記「検討開始事由」に該当する行為を行う場合等、当社の企業価値に重大な影響を与え得る買収行為の実施前に、

当社企業価値に生じる影響につき、当社が検討する機会が与えられなかった場合に限り、当社取締役会は、当社の企業価値の毀損・減殺防止のため必要かつ相当と認められる範囲において、下記株式分割プランの発動を決定することができます。

- ・ 当該買付等の後における買付者および特別関係者(証券取引法第27条の2第7項に定義される)の株券等所有割合が3分の1を超えることを目的とする公開買付けの公告がなされた場合。

なお、株式分割プランは、将来的に法制度や東京証券取引所の諸規則が改正されるなどして、当該プランの設計・仕組み自体に影響が生じる場合には、変更および見直しを行うことといたします。

4. 公正確保の手段

(1) 企業価値評価特別委員会の設置

事前対応の進行および各プランの発動の是非に関する最終的判断は当社取締役会が行うことから、その判断の公正を担保するため、当社は、社外取締役、社外監査役および弁護士、会計士、その他の外部有識者といった社外の構成員からなる企業価値評価特別委員会(以下「特別委員会」という)を設置いたしました。その概要は、別紙 - 1記載のとおりです。

同委員会は、当社取締役会から諮問を受けた各事項および特別委員会が必要と判断する事項について当社取締役会に勧告を行います。特別委員会の勧告に法的拘束力はないものの、取締役会の決定に際しては勧告を最大限尊重し、かつ必ずこのような特別委員会の勧告手続を経なければならないものとするにより、取締役会の判断の公正を確保する手段として実質的に機能するよう位置づけています。また、特別委員会の招集権限は、当社代表取締役のほか、監査役および各委員も有し、その招集が確実に行われるよう配慮しています。

(2) ガイドラインの策定

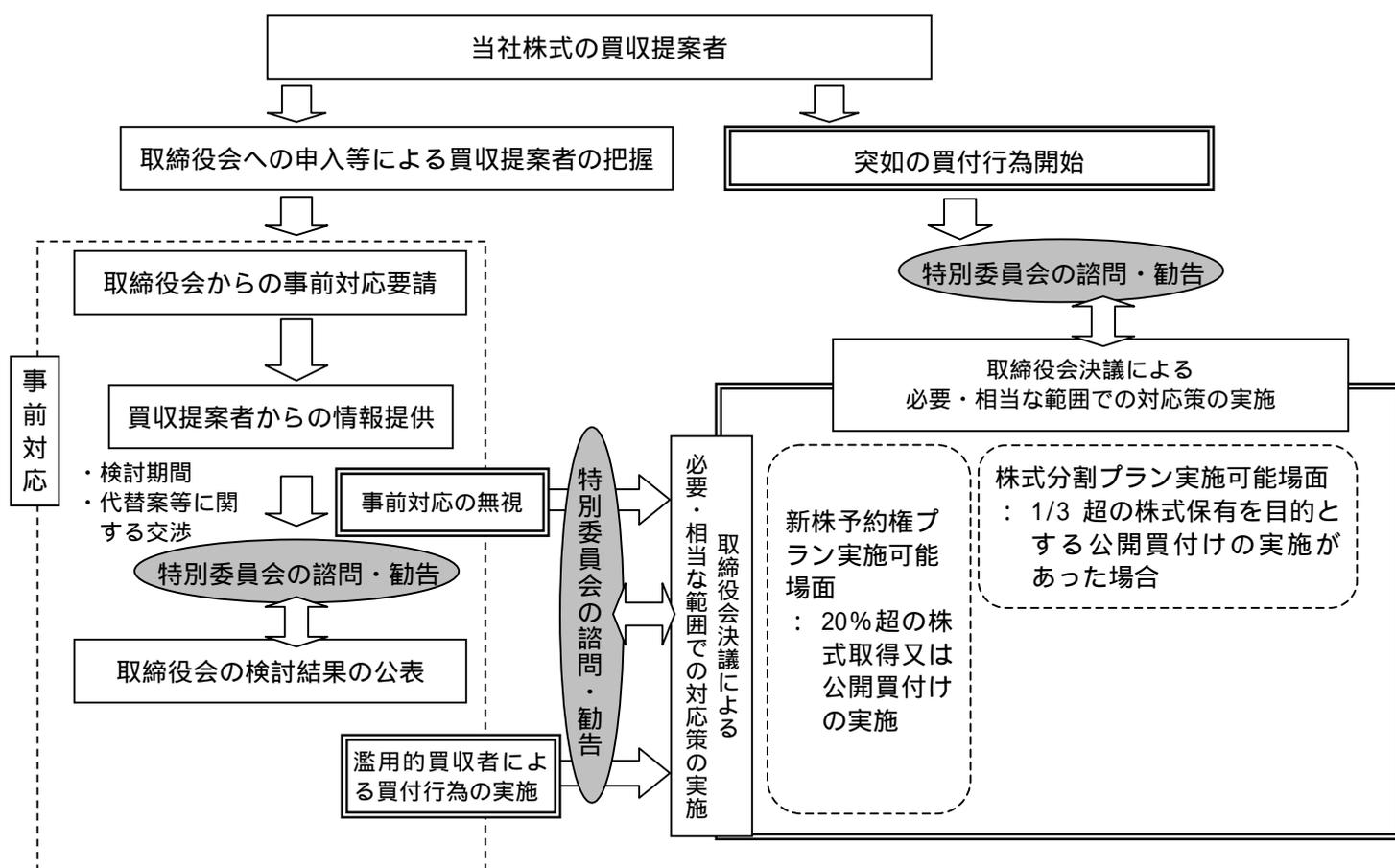
当社は、事前対応および各プランの実施に関し、当社取締役会および特別委員会の判断の際に拠るべき基準、手続的事項等を定めたガイドラインを策定いたしました。当社取締役会および特別委員会の判断の際に拠るべき基準の骨子は、別紙 - 2のとおりです。

かかるガイドラインは、当社取締役会はもちろん、特別委員会についても、これらの機関が恣意的な判断や処理を行うことを防止するべく、各機関が従うべき手続的事項や判断準則を事前に定めたものです。

(3) 監査役による判断過程の監督

当社は、これまでも、取締役に対する責任追及の提訴請求が会社に対してなされた場合に所要の調査と検討を行うための当社独自の監査役会調査制度を導入するなど、監査役会の機能強化に努めてまいりましたが、買収提案に対する前記一連の対応方針の採用とともに、特別委員会の委員を兼任する社外監査役以外の監査役を中心に、特別委員会および取締役会の判断過程の公正さを監督することを予定しています。具体的には、監査役に特別委員会の招集権および同委員会への出席権を認めるほか、特別委員会および取締役会が収集した資料・調査方法について監査役の調査権を認め、その判断過程が前記のガイドラインに準拠しているか、また、特別委員会および取締役会の資料収集過程および判断過程に不公正な点がないかについて随時監督する仕組みを設けています。

《当社株式にかかる買収提案への対応方針》



5. 株主、投資家に与える影響等

(1) 対応策実施時に株主、投資家に与える影響

事前対応において当社が買収提案者から提供を受け、また自ら収集した資料等については必要かつ適切な範囲で株主および投資家に適宜開示いたします。さらに、当社による代替案がある場合には、これを提示することとします。当社は、事前対応を、株主の判断や投資家の投資判断のために必要となる重要な情報開示の機会ととらえております。また、当社が買収提案者に対応策を講じるに際しては、適時に開示を行い、買収提案者をも含む株主、投資家およびその他の関係者に不測の損害が生じることがないように配慮し、買収提案者以外の株主、投資家に不利益を与えることがないように適切に対処いたします。

なお、放送法第52条の8、電波法第5条に基づく名義書換拒否の適用を受ける外国人株主については、その存在を把握し、名義書換が未了でも株式分割による新株の割当を可能とする措置を講じることを検討しています。

(2) 対応策実施に伴い株主に必要となる手続

対応策として新株予約権プランが実施される場合、株主に必要となる手続はありません。株式分割プランが実施される場合、別途商法の規定に従い公告する基準日までに名義書換を完了していただくこととなります。

- (3) なお、当社は、事前対応の開始およびその過程、対応策実施の有無等について、適時かつ適切に開示を行ってまいります。株主におかれましては、当社株式に関する買収提案が行われた場合は、その動向把握に努められますようお願い申し上げます。

以上

別紙

株式会社東京放送第1回新株予約権の要領

1. 新株予約権の総数 2,000個
2. 新株予約権の目的たる株式の種類および数 本新株予約権の目的たる株式の種類および総数は当社普通株式20,000株とする。本新株予約権1個の目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は10,000株とする。
ただし、第3項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的たる株式の総数は調整後割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとし、爾後割当株式数という記載を調整後割当株式数と読み替えるものとする。
3. 各新株予約権の目的たる株式数の調整 (1) 当社が第8項または第9項の規定にしたがって行使価額(第7項に定義する。)の修正または調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{修正} / \text{調整前行使価額}}{\text{修正} / \text{調整後行使価額}}$$

上記算式における修正 / 調整前行使価額および修正 / 調整後行使価額は、それぞれ第8項または第9項に基づき修正または調整される前の行使価額および当該修正または調整後の行使価額とする。

- (2) 前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該修正 / 調整事由にかかる第8項第(1)号乃至第(3)号による行使価額の修正または第9項第(2)号もしくは第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める修正 / 調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、第9項第(2)号 ただし書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

4. 各新株予約権の発行価額 本新株予約権1個あたり300,000円(本新株予約権の目的たる株式1株あたり30円)
5. 新株予約権の発行総額 600,000,000円とする。
6. 新株予約権の払込期日 平成17年6月3日(金)
7. 新株予約権の行使の際の払込金額 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行または移転を「交付」という。)する株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)は、当初4,000円とする。
本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
8. 行使価額の修正 (1) 行使価額は、以下のいずれかの事由(以下「行使価額修正事由」という。)が生じた場合には、当該事由が生じた日(以下「行使価額修正事由発生日」という。)から10営業日目の日、または、当該日に先立ち当社が別途定めて本新株予約権者に通知する修正後行使価額の適用日(ただし、行使価額修正事由発生日から60日を経過する日までの日とする。)のいずれか遅い方の日(以下「修正後行使価額適用日」という。)において、行使価額修正事由発生日に先立つ6ヶ月間の各取引日(終値または気配表示のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値(気配表示を含む。)の平均値に0.9を乗じた価額に修正されるものとする。
当社が発行者である株券等(証券取引法第27条の2第1項に定義される。)について公開買付けにかかる公開買付け開始公告がなされた場合(ただし、修正後行使価額適用日の前日までに当社が当該公開買付けに対して賛同する旨の意見表明を行う場合を除く。)
公開買付けの手続によることなく、特定の者(本新株予約権を保有する者を除く。)またはそのグループ(当社の株券等(同法第27条の2第1項に定義される。以下同じ。)の保有者(同法第27条の2第1項に規定する者をいい、同条第3項により保有者とみなされる者を含む。)およびその共同保有者(同条第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項により共同保有者とみなされる者を含む。)をいう。)による当社の株券等にかかる株券等保有割合(同条第4項に規定する株券等保有割合をいう。)が20%を超えたことにつき、公表(多数の者の知り得る状態に置かれたことをいい、同法第27条の23または第27

条の25に定められる報告書の提出を含む。)された場合または当社が知った場合。

- (2) 前号の規定にかかわらず、修正後行使価額適用日以後45日を経過する日(同日が営業日でない場合にはその翌営業日。以下本号において同じ。)までに本新株予約権が行使されない場合、当該経過日の翌日において、行使価額は、前号の行使価額の修正が行われる直前の行使価額(ただし、前号に基づく行使価額の修正後に第9項第(2)号または第(4)号により行使価額の調整を行うべき事由が生じた場合には、前号の行使価額の修正が行われる直前の行使価額を調整前行使価額として当該調整を行った価額)に修正されるものとする。
- (3) 行使価額は、平成19年6月1日以後毎週金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(終値または気配表示のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値(気配表示を含む。)の平均値に修正されるものとする。ただし、当該平均値が4,500円(以下「上限修正価額」という。)を上回る場合には、上限修正価額を修正後の行使価額とする。なお、本新株予約権の発行後第9項第(2)号または第(4)号に定める事由が生じた場合には、上限修正価額は、「行使価額」を「上限修正価額」に置き換えた上で、第9項に定める行使価額の調整に準じて調整されるものとする。
- (4) 本項第(1)号または第(3)号に基づく行使価額の修正のための平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (5) 本項第(1)号または第(3)号に基づく修正のための当社普通株式の終値の平均値の算出のために用いられる各取引日の属する期間中において、第9項第(2)号または第(4)号に定める調整後行使価額を適用する日が到来する場合には、当該適用日に先立つ各取引日における当社普通株式の終値(気配表示を含む。)を調整前行使価額とみなし、第9項に準じてこれを調整した価額をもって当該各取引日における当社普通株式の終値とみなして、本項第(1)号または第(3)号に基づく修正後の行使価額を算出するものとする。
- (6) 平成19年6月1日の前後を問わず、本項第(1)号に定める修正後行使価額適用日が到来する場合には、同号に基づく行使価額の修正が優先するものとし、以後本項第(3)号は適用されないものとする。ただし、本項第(2)号に基づき行使価額の修正がなされた場合には、この限りでない。

(7) 本項第(1)号乃至第(6)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、その旨およびその事由、修正前の行使価額、修正後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、各事項の確定後直ちに書面により新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

9. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの発行・処分価額} + \text{既発行株式数} \times \text{1株あたりの時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する当社普通株式を処分する場合(ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割により普通株式を発行する場合。

調整後の行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の行使価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株

主総会の終結の日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。ただし、株券の交付については第19項第(2)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本項第(3)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の行使価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号ただし書の場合は株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

- (4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、商法第373条に定められた新設分割、商法第374条ノ16に定められた吸収分割、株式交換、株

式移転または合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、その旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、各事項の確定後直ちに書面により新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号 ただし書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

- 10 . 新株予約権の
権利行使期間 平成17年6月6日から平成19年6月30日まで。なお、行使期間の最終日が営業日でない場合にはその前営業日を最終日とする。
ただし、平成19年5月31日までは、行使価額修正事由が生じた場合に限り、当該行使価額修正事由にかかる修正後行使価額適用日以後45日間(最終日が営業日でない場合にはその翌営業日)に限り行使できるものとする。
- 11 . 新株予約権の
行使の条件 各本新株予約権は、その全部または一部につき行使できるものとする。
- 12 . 新株予約権の
買入消却 当社は、本新株予約権の発行日の翌日以降、いつでも本新株予約権を買入れ、これを消却することができる。
- 13 . 新株予約権の
消却事由および消却の条件 当社は、当社取締役会が必要と認めた場合には、本新株予約権の発行日の翌日以降修正後行使価額適用日の前日までに取締役会決議を行い、当該取締役会決議で定める消却日に先立つ1ヶ月以上前に、新株予約権証券を当該消却日までに当社に提出すべき旨を公告し、かつ新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に対して通知を行った上で、当該消却日に、本新株予約権1個あたり金300,000円にて、残存する本新株予約権の全部または一部を消却することができる。一部消却をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- 14 . 株式交換または株式移転における新株予約権の承継 当社を完全子会社とする株式交換または株式移転を行う場合には、当該時点において行使または消却されていない本新株予約権にかかる義務を、当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社(以下「完全親会社」という。)に承継させるものとする。ただし、当該株式交換または株式移転に際し、当社株主総会(他社と共同で完全親会社を設立する場合には、当社および当該他社のそれぞれの株主総会)において、以下に定める方針に沿っ

て完全親会社が本新株予約権にかかる義務を承継する旨の記載のある当社と完全親会社との間で締結される株式交換契約書または株式移転の議案が承認された場合に限るものとする。

新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の普通株式

各新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率等の条件を勘案の上、割当株式数を調整する。

各新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額

株式交換または株式移転の比率等の条件を勘案の上、行使価額(第8項または第9項により修正または調整がなされた場合には修正または調整後の行使価額)を調整する。

新株予約権を行使することができる期間

第10項に定める新株予約権の権利行使期間の開始日と株式交換の日または株式移転の日のいずれか遅い日から、第10項に定める新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。ただし、第10項ただし書きに準じた条件に服する。

その他の新株予約権の行使の条件ならびに消却事由および条件

本新株予約権の条件に準ずるものとする。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡につき、完全親会社の取締役会の承認を要する。

15. 新株予約権の譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
16. 新株予約権の行使請求および払込の方法 (1) 本新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による行使請求書に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを第17項に定める行使請求受付場所に提出するものとする。当該行使にかかる本新株予約権につき新株予約権証券が発行されている場合には、行使請求書に当該新株予約権証券を添付しなければならない。
- (2) 前号の行使請求書の提出とともに、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の行使価額の全額(以下「払込金」という。)を、現金にて第18項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座(以下「指定口座」という。)に振り込むものとする。
- (3) 行使請求受付場所に本新株予約権行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
17. 新株予約権の行使請求受付場所 当社 本社総務部

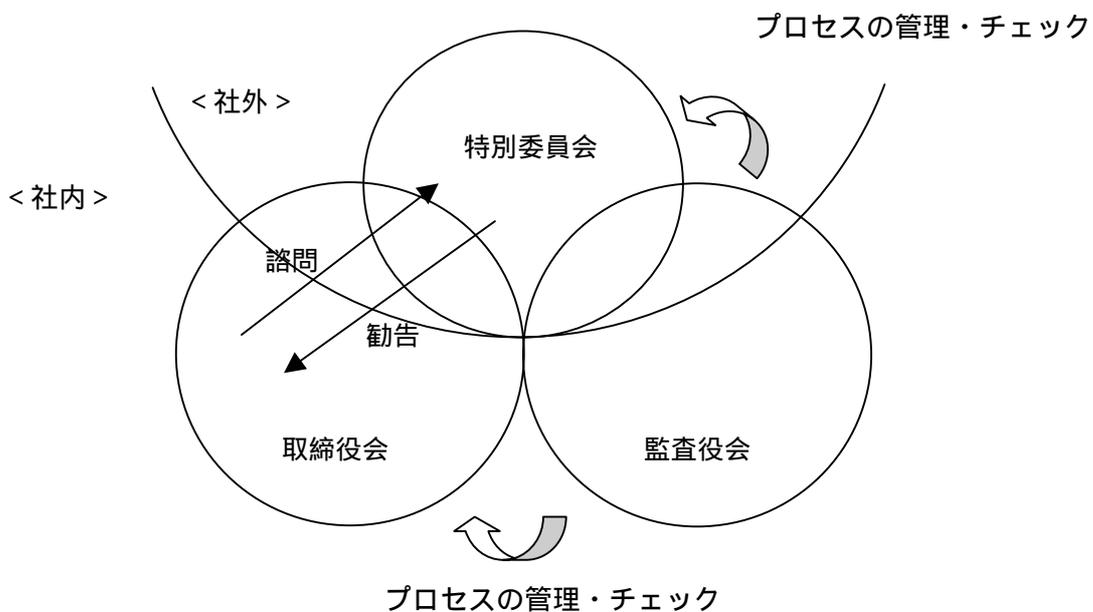
18. 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 本店営業部(またはその時々における承継銀行もしくは承継本支店)
19. 新株予約権行使の効力発生時期等 (1) 本新株予約権の行使の効力は、第16項第(1)号の行使請求書(および、新株予約権証券が発行されている場合には、当該行使にかかる本新株予約権の新株予約権証券)が行使請求受付場所に到達し、かつ払込金が指定口座に入金されたときに生じるものとする。
(2) 当社は、本新株予約権の行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については、定款または株式取扱規則に別段の定めがある場合を除き、株券を発行しない。
20. 新株予約権の期中行使があった場合の株式に関する配当金の計算 本新株予約権の行使により交付される当社普通株式に対する最初の利益配当金または商法第293条ノ5に定められた金銭の分配(中間配当金)については、本新株予約権の行使が毎年4月1日から9月30日までになされたときは当該年の4月1日に、毎年10月1日から翌年3月31日までになされたときは当該年の10月1日に、それぞれ本新株予約権の行使の効力が発生したものとみなしてこれを支払う。
21. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中の資本組入額 本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れる額は、当該発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。
22. 新株予約権証券の原則不発行 本新株予約権については、新株予約権者の請求があるときに限り新株予約権証券を発行する。
23. 新株予約権証券喪失の場合等 (1) 新株予約権証券を発行した場合において、当該新株予約権証券を喪失した者が、その記番号および喪失の事由等を当社に届け出て、かつ、除権判決の確定謄本を添えて代り新株予約権証券の交付を請求したときは、当社はこれに代り新株予約権証券を交付する。
(2) 新株予約権証券を発行した場合において、当該新株予約権証券を毀損または汚損したときは、当該証券を提出して代り新株予約権証券の交付を請求することができる。この場合、当社は、当該証券と引換えに、代り新株予約権証券を交付する。ただし、その真偽の鑑別が困難なときは喪失の例に準ずる。
24. 代り新株予約権証券交付の場合の費用 代り新株予約権証券を交付する場合は、当社は、これに要した実費(印紙税を含む。)を徴収する。

25. 一単元の株式の数の定めの本新株予約権の発行日後、当社が一単元の株式の数の定めを廃止する場合には、商法の規定および本新株予約権に関する要項の趣旨に従い、これ廃止等に伴う取扱いに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、必要な措置を講ずる。
26. 法令の改正に伴う取扱い 商法、証券取引法その他の法令の新設または改廃により、本要項において引用する各法令、条項数またはその内容等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改正の趣旨を考慮の上、適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。
27. 発行価額および新株予約権の行使の際の払込金額の算定理由 当社は、本新株予約権の発行価額の算定にあたり、ブラック・ショールズ・モデルと二項モデルを用いて分析するとともに、本新株予約権が、平成19年5月31日までは行使価額修正事由が発生しない限り行使できないこと、発行日の翌日以降修正後行使価額適用日までの間、当社が任意の時点において本新株予約権を消却できること、当社株式の売買出来高、本新株予約権の行使により新たに発行され得る株式数の発行済株式数に対する割合、および本新株予約権の行使による当社株式の流動性への影響等を勘案しつつ、行使価額修正事由が発生した場合の本新株予約権の価値と、当該行使価額修正事由が発生しなかった場合の本新株予約権の価値をそれぞれ算出した上、一定の統計に基づき算出した行使価額修正事由が発生する確率を勘案して本新株予約権の理論価値(オプションバリュー)を算出し、本新株予約権の発行価額が上記理論価値(オプションバリュー)を下回らないことを確認した。これに加え、新株予約権自体の流動性が限定的でありこれを取引の対象とすることは予定されていないこと、当社の財務状態・収益状況・配当状況等の事情から、投資家の当社に対する投資リスク等を総合的に勘案の上、第三者機関によって作成された本新株予約権の価値に関する算定報告書も参考にして、本新株予約権の発行により企図される目的が達成される限度で、当社株主にとって有利な発行価額であると当社が判断した金300,000円を本新株予約権の1個あたり発行価額と決定した。
- また、本新株予約権の行使時の払込金額は、当初は平成17年5月17日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を約111.6%上回る額とし、その後は、第8項に定めるところに従い、当社が当社普通株式の時価として適当と判断する価額、または行使価額修正事由発生日に先立つ6ヶ月間の各取引日における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に0.9を乗じた額に修正されることとした。
28. 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

企業価値評価特別委員会の概要

(構成)

- ・ 社外取締役2名、 社外監査役2名および 社外の有識者3名(弁護士、会計士および学識者等)の社外委員のみによって構成される。任期2年で重任を認める。



ガイドライン・骨子

1. 事前対応

当社に対する買収者または買収提案者(以下「買収提案者」と総称する)が出現した場合、当社取締役会は、必要に応じその者が濫用的買収者に該当するか否か、適切な代替案は何かにつき検討および判断を行うものとする。当社取締役会は、買収提案者に対し、かかる検討および判断に際して必要となる資料および情報の提供ならびに検討期間の付与を要請するものとする。

2. 濫用的買収者か否かの検討

- (1) 当社取締役会は、事前対応、各プラン発動の是非等の検討の過程で買収提案者が下記3.に定める濫用的買収者に該当するか否か、および代替案を検討するに際しては、買収提案者の属性、買収提案者が提案する事業計画・経営方針の内容、買収提案者による株式取得の目的および想定する株式取得方法、対価の算定根拠および買付資金の裏付け、買収提案者に対する資金の供与者の属性、従前の交渉状況、当該買収または買収提案者が提案する事業計画等が当社および当社株式に与える影響、買収提案者の有する放送局としての公共性についての考え方(放送法第1条、第3条、第3条の2等に定める事項に関する考え方を含むが、これらに限られない)、従業員の処遇等を含む各観点から検討を行うものとする。
- (2) 当社取締役会が、上記検討を行うに際しては、特別委員会への諮問および同委員会からの勧告を経なければならない。当社代表取締役は、事前対応の開始を決定した場合および検討開始事由が発生した場合は、特別委員会を招集し必要事項を諮問に付さなければならない。

3. 濫用的買収者

当社は、当社企業価値を毀損または減殺する買収行為を行う者であって、原則として次の各類型に該当し得る買収提案者を、濫用的買収者と位置づけ、これらに対し本ガイドラインの定めるところに従い必要かつ相当の範囲での対応策を講じることとする。

真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合(いわゆるグリーンメイラー)ないし当社株式の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にある場合。

当社の会社経営への参加の目的が、主として当社の事業経営上必要な知的財産

権、ノウハウおよびコンテンツ等の権益、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収提案者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合。

会社経営を支配した後に、当社の資産を当該買収提案者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で、当社の株式の取得を行っている場合。

当社の会社経営への参加の目的が、主として当社の保有する放送設備の全部または一部の譲渡、賃貸、担保供与その他の処分にある場合。

当社の会社経営への参加の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合。

当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の報道内容に影響を与えること、その他報道機関である当社のブランドを利用して世論等に影響を与えること等にある場合など、当該買収提案者が当社の経営に参加することが、当社の放送事業者としての公共的使命に照らし不適切であると判断される場合。

その他当社の企業価値の維持・向上を妨げるおそれのある者または放送事業者としての公正性ないし中立性確保の観点から問題があると疑われる者による買収である場合。

4. 適時開示

当社取締役会は、事前対応の開始、検討開始事由の充足および各プラン発動の有無等について、適時かつ適切に開示を行うものとする。また、当社株式にかかる買収提案への対応方針および対応策につき、新会社法の整備・施行、東京証券取引所の諸規則等の改正、およびこの方面での社会的なコンセンサスやルールの動向により、所要の変更・見直しを行った場合は、その旨および内容につき、適時かつ適切に開示を行うものとする。

以 上